

平成 3 0 年 1 1 月

射水市議会臨時会議案

目 次

議案第 6 9 号	射水市地区センター設置条例の一部改正について
報告第 1 5 号	専決処分の報告について

議案第 6 9 号

射水市地区センター設置条例の一部改正について

射水市地区センター設置条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地区センター設置条例の一部を改正する条例

射水市地区センター設置条例（平成 2 8 年射水市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表下地区センターの項中「射水市加茂中部 8 9 3 番地」を「射水市加茂中部 8 3 8 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 5 号

専決処分 の 報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
4 6	平成 3 0 年 1 0 月 1 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 3 9 9 , 6 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 3 0 年 1 月 1 1 日 場 所 射水市沖地内
4 7	平成 3 0 年 1 0 月 1 3 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 , 1 9 5 , 1 7 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 公用車と相手方車両の接触事故 発生日 平成 3 0 年 2 月 2 7 日 場 所 射水市作道地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
48	平成30年11月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 1,270,080円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山県 3 事由 公用車による物損事故 発生日 平成30年2月27日 場 所 射水市作道地内